

仕 様 書

1. 委託業務名

令和2年度文化庁と大学・研究機関等との共同研究事業

2. 事業の趣旨

公募要領「2. 事業の趣旨」のとおり

3. 委託業務の内容

企画提案者は、下記（1）に記載のテーマの中からいずれか希望するものを1つ選択し、文化庁と共同で研究を行うものとする。共同研究の実施に当たっては、（2）に記載の条件を満たし、具体的な研究課題を設定すること。

※採択された場合、事業の実施に当たっては、文化庁と打ち合わせなどを通じ緊密に連携すること。

※採択件数は審査委員会での審査に基づき、変更になる場合がある。

※複数の研究テーマを選択することや、複数の研究テーマにまたがる研究課題を設定することはできない。

（1）研究テーマ

① 文化芸術を通じた社会包摂のための事業に関する評価の在り方

令和元年度に文化庁と九州大学が共同で作成した政策や事業の評価に関する実践的ハンドブックに基づき、障害者による文化芸術活動推進など、文化芸術を活かした社会包摂のための事業について事業評価のケーススタディを行い、その結果を踏まえてより実践的なハンドブックを作成する。

文化庁ホームページ参照「評価からみる“社会包摂×文化芸術”ハンドブック」

https://www.bunka.go.jp/tokei_hakusho_shuppan/tokeichosa/pdf/92212901_03.pdf

② 文化財の活用を進めるための科学調査

活用が進められ、また地域社会との連携が期待されている歴史的建造物や構造物を対象に、活用がこれらを構成する素材に及ぼす影響を自然科学的手法により明らかにする。

ア) 調査項目

温度、湿度、CO₂濃度に加えて次の2つの調査項目を実施すること。

○ 微小粒子状物質（PM_{2.5}等）は個体状の浮遊物質を示し、この経時変化とCO₂濃度計測で把握されるガス（気体）清浄度との関係を明らかにする。

- 揮発性有機炭素量（TVOC）調査を行う。来訪者に起因するガス汚染物質の特性把握のため揮発性有機炭素量調査を追加する。

イ) 調査地

活用態様の異なる歴史的建造物で実施することで、活用が文化財に及ぼす影響を自然科学的手法により明らかにするため、以下の5か所を想定している。

- 横須賀市東京湾要塞遺跡
- 京都文化博物館
- 牛久市シャトーカミヤ
- 旧富岡製糸場
- 白川郷茅葺き民家

③ 東アジア文化都市に係る成果と今後の在り方

2014年に始まった「東アジア文化都市」は、2020年までに7都市で開催されてきた。当研究ではこれまでの政策を振り返り、過去の参加自治体の参画も得ながら、我が国の東アジア文化都市事業の成果や自治体のメリットを考察するとともに、中韓政府における本事業の支援方策を把握し、今後の本事業の在り方を検討する。

具体的には以下について調査・分析を行うこと。

ア) 開催都市における「東アジア文化都市」事業の成果を以下の観点から定量的・定性的に調査する。

- 開催都市の文化的基盤の向上
- 開催都市の知名度・ブランド力の向上
- 開催都市の他の都市への文化的な影響力の向上
- 東アジア文化都市事業実施による経済的効果
- 開催都市の市民の中韓への理解・友好の深化

イ) 開催都市及び本事業に関心のある都市に対して、開催における課題の聴取

ウ) 東アジア文化都市のネットワーク、連絡などの組織化に関する調査

エ) 中国及び韓国政府による本事業の支援に関する調査

オ) 欧州文化首都における知名度・ブランド力向上に関する調査

④ 芸術文化と創造的資質向上に関する実証的研究

これからの時代は、未知のものに対応できる思考力、判断力、表現力等がより一層求められ、学校での芸術教育や社会における芸術体験がそのような創造的資質・能力の育成に寄与することが期待されている。例えば、「豊かな感性や創造力等を育むことは、あらゆる創造の源泉となる」（H28年12月28日中教審答申）、「次代を切

り拓く子供たちには、…対話や協働を通じて知識やアイデアを共有し新しい解や納得解を生み出す力などが必要」(平成31年4月17日中教審諮問)等の指摘がなされ、STEAM教育の必要性が注目されている。このような背景のもと、芸術文化体験の意義や、創造的資質・能力向上との関係をより一層明確化することが求められることから、子どもや芸術の非専門家にとっての芸術文化体験が持つ意義を実証的に明らかにする。

具体的には以下について調査・分析を行うこと。

- ア) これからの芸術教育で目指すべき目標及びそのための効果的な芸術教育の手法を提案するための実証的知見
- イ) 芸術の鑑賞や表現活動への関与のあり方と創造的資質・能力との関係についての実証的知見

(2) 実施条件

① 共同研究実行委員会の設置

本事業の推進のため、学識経験者、行政関係者、大学、研究機関等で構成される共同研究実行委員会を設置し、以下のことを行う。

- ・ 研究推進体制や研究計画の検討
- ・ 研究の実施状況の確認
- ・ 研究内容への指導及び助言
- ・ 研究結果の分析や取りまとめ
- ・ その他、当該事業の評価を含め本事業の推進のために必要なこと

② 報告書の作成

事業完了後は、本事業の企画内容や実施状況等の記録及び報告をまとめ、委託業務成果報告書として、文化庁へ提出すること。また、報告書の提出後に受託者の責任による誤りが判明した場合には、受託者が修正するものとする。

提出先や部数等については、下記の通りとする。

○提出部数 2部

○提出先

〒605-8505

京都市東山区東大路通松原上る三丁目毘沙門町43-3

文化庁 地域文化創生本部 総括・政策研究グループ

4. 業務期間

委託契約締結日から業務が完了した日又は令和3年3月31日のいずれか早い日までとする。

5. 委託業務遂行上の留意点

- (1) 委託契約締結後でなければ事業に着手することができないため、事業開始日には十分に留意すること。
- (2) 業務の遂行にあたっては、文化庁と綿密な打合せを行い、打合せの都度、記録を作成するとともに、文化庁からの要請に応じ、適宜進捗状況の報告を行うこと。
- (3) 本委託業務の実施にあたり入手した個人情報については、善良な管理者の注意をもって取り扱うこと。
- (4) 文化庁からの委託費の支払にあたっては、証憑書類の提出を求めることから、厳格な経理処理を行える体制を構築すること。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、文化庁と十分な協議の上、決定するものとする。